

その他



戸籍などの交付申請時に 本人確認の方法が 厳しくなりました

市では、平成18年11月1日から、戸籍や住民票に関する各種証明書の交付申請する際に、窓口にお越しいただいた方の本人確認を実施しています。

5月1日から、戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、同法の規定に従った方法により本人確認をしています。

これは、皆さんの大切な個人情報を守るために必要な制度です。ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

◆本人などからの申請 確認方法

①運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付き）など、国または地方公共団体が発行した顔写真付きの免許証、許可証若しくは資格証明書などの提示

②健康保険被保険者証、医療費

受給者証、国民年金手帳などの提示

※①については1点、②については2点を提示していただきます。

※「本人など」とは、住民票を申請する場合は、本人または同一世帯員を、戸籍に関する各種証明書を申請する場合は取得する戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属にあたる方をそれぞれ意味しています。

◆代理人（右記以外の人）からの申請

代理人の本人確認方法 「本人などからの申請」と同様の確認となります。

◆その他必要とするもの

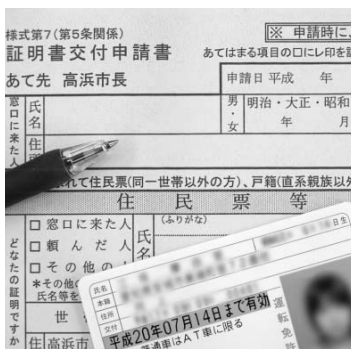
- ・委任状
 - ・続柄、本籍などの特別の記載をする住民票を必要とする場合にあっては、代理人だけでなく委任者本人の本人確認書類（保険証、運転免許証など）
 - ※委任状は必ず本人が自署または押印してください。
- ◆債権、債務に関わる法人からの申請
- 法人が住民票の写しの請求をする場合は、申請理由の正当性を証明するための疎明資料（契約書の写しなど）を提出していただきます。

なお、法人の請求の場合は申請書に法人の所在地、代表者名、代表者印が必要になります。

※これ以外にも改正された事項がありますので、詳しくは、市民窓口グループへお問い合わせください。

問合せ先

市民窓口グループ
52-1111（内線214・218）



不法滞在・不法就労防止に ご協力を

現在、日本国内には約15万人の不法残留者が滞在し、その中には凶悪な犯罪を犯す者もあり、日本の治安悪化の一因ともなっています。

また、日本で働いてお金を稼ぐため、不法入国や不法残留する不法滞在者の多くは、パスポートのコピーを見せたり、「パスポートは友人が持っている」などのさまざまな言い訳を使っ

て不法滞在の身分を隠し働いています。

その背景には、不法就労を斡旋する者や就労が認められない外国人を雇用する事業主の存在があり、これらの外国人を雇用する行為は「不法就労助長罪」という罪になり、西三河でも逮捕者が出ています。

会社、工場を営む事業者の方は、外国人を雇用する際にはパスポートや入国管理局が発行する就労資格証明書などの実物で身分を確認し、不法滞在者は雇うことのないようにしましょう。外国人の雇用について不明な点があれば、入国管理局・刈谷公共職業安定所、碧南警察署まで相談してください。

※平成19年中の愛知県警察による来日外国人検挙・摘発数
合計2,093人

問合せ先

- ・入国管理局インフォメーション
- ☎052-559-2151
- ・刈谷公共職業安定所
- ☎21-5298
- ・碧南警察署
- ☎46-10110

北海道洞爺湖サミット テロ未然防止のため ご理解・ご協力を

7月7日～9日まで、北海道洞爺湖地域でサミットが開催されます。

主要国の首脳が一堂に会するサミットは、テロリストにとって格好の攻撃対象であり、平成17年の英国におけるグレンイーグルズ・サミット開催時には、開催地から遠く離れた首都ロンドンで公共交通機関を狙ったテロ事件が発生しました。

今回のサミットでも、首脳会議が行われる北海道洞爺湖地域やその他の閣僚会議の開催地だけでなく、それ以外の地域においても、公共交通機関などに対するテロの発生が懸念されます。愛知県警察では、このようなテロを未然に防止するため、名古屋駅を始めとする主要な駅や中部国際空港などに警察官を配置して警戒を強化しています。

警察官が不審な人や物を発見するため、行き先や持ち物についてお尋ねすることがあります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※サミットとは…日本、米国、英国、イタリア、フランス、ドイツ、ロシア、カナダの首脳、EUの委員長が参加して毎年開催される会議です。

問合せ先

碧南警察署
☎46-10110